



# JAL不当解雇撤回ニュース

No637号 2021.07.08  
発行: JAL 解雇撤回国民共闘事務局  
連絡先: 航空労組連絡会事務局  
〒144-0043 大田区羽田 5-11-4  
フェニックスビル内  
TEL:03-3742-3251 FAX:03-5737-7819  
<http://www.jalkaikotekkai.com>

## めざすは統一要求 早期解決に向けて一層の結集を

### 総会以降の労使交渉

#### 合計5名の原告が地上職として就労

今年2月の総会以降、「株主総会までに統一要求に基づく争議の全面解決」を求めて運動を進めてきました。この間、当該労使の間で春・夏闘での団交、特別協議、経営協議会等が進められてきました。この間の交渉で、「希望者がいれば地上職でのマッチング」を図るとする会社対応の中で、乗員原告より合計4名、客乗原告からは1名が地上嘱託職として雇用され、今日本航空の職場で働いています。しかし、統一要求との関係では、本来の乗務職への復帰、解決金の支払いについては具体的対応がしめされておらず、いまだ要求は実現できていません。

新たに人財本部長（労務担当）に就任した小枝（サエダ）本部長は、5月24日の特別協議の席で、「（整理解雇について）申し訳ないことをした」、「早く解決したい」と発言、CCUとの協議では「自分としては一生背負っていく問題」とも発言し、早期解決に向け努力する旨発言しています。

また赤坂社長は5月31日の経営協議会で、合計5名が地上職として働き始めている状況について「正直少ないなと思いました」「バリエーションがあった方がよければ、それはそれで考えたい」とし、小枝人財本部長からは「もっと幅広くという指示を受けている」「しっかりやっていきたい」と発言しています。

日本航空はこれらの発言に嘘偽りがなく、統一要求に沿った具体的な対応を示すべきであり、そのためにも労使交渉を加速し、早期解決に向けた真摯な対応をすべきです。

### 統一要求を前面に大きな構えを 新方針の検討に着手します

現在国民共闘は、株主総会までの運動を振り返るとともに、今後の運動をどう進めるか、新たな方針の検討を始めます。

2月の総会では、運動方針をめぐって様々な意見が

寄せられました。現在原告団、当該労組、私たち国民共闘などの支援者が一致しているのは、①乗務職での復帰希望者全員の職場復帰、②地上職での復帰を希望する全員の職場復帰、③解決金の支払い等を柱とした統一要求です。今後の方針については、この統一要求沿った対応を日本航空に迫る力強い運動を作り出していく必要があります。

引き続きに原告、当該労組、支援者が一体となって日航に解決を迫る運動をさらに強化すべく、一層の結集を訴えます。



### 原告団、新たな三役体制を確立

この4月4日、労働組合には属さず（定年に達し機長組合籍を失った）原告団の1員として活動してきた山口さん他2名の原告が、JAL被解雇者労働組合（JHU）を結成しました。これまで乗員原告団長を務めてきた山口さん他2名より三役を辞する旨申し出があったことを踏まえ、乗員原告団の体制の見直しがされ、以下の新三役体制が確認されました。

団長	飯田 祐三（現副団長）
副団長	小宮 良太（再任）
事務局長	齋藤 晃（現副団長）

また、客乗原告団においても体制の見直しが行われ、以下の新三役体制を確認しました。

団長	内田 妙子（再任）
副団長	安藤 眞由美（現事務局次長）
	齋藤 良子（現事務局次長）
	森 陽子（現事務局次長）
事務局長	飯田幸子（再任）